

令和４年第７回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和４年６月２１日（火）午後１時３０分
- 2 開催場所 三種町役場 第１会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 石井 忍、田村 慎一、三浦 徹斗
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - 議案第４３号 選挙管理委員会委員長の選挙について
 - 議案第４４号 選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について
 - 議案第４５号 議席を定めることについて
 - 議案第４６号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）
 - 議案第４７号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - 報告第１７号 登録の移替えをした者について（選挙時）
 - 報告第１８号 選挙権を有する者の５０分の１の数について
 - 報告第１９号 選挙権を有する者の３分の１の数について
 - 議案第４８号 投票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）
 - 議案第４９号 投票立会人の選任について（参院選）
 - 議案第５０号 投票所記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて（参院選）
 - 議案第５１号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）
 - 議案第５２号 期日前投票立会人の選任について（参院選）
 - 議案第５３号 委員長の専決処分事項の指定について（参院選）
 - 議案第５４号 開票の日時及び場所を定めることについて（参院選）
 - 議案第５５号 開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（参院選）
 - 議案第５６号 開票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）

午前９時００分

石井書記長 委員の皆様、大変お疲れ様でございます。ただいまから、第７回三種町選挙管理委員会を開会いたします。今回は、改選後初の

委員会でございますので、自己紹介を兼ねまして、皆様から一言頂戴したいと思います。

(各委員挨拶)

石井書記長 次に、本日の委員会の運営について申し上げます。今回は委員の改選後最初に行われる委員会でございます。三種町選挙管理委員会規程第5条の規定により、委員改選後、新たな委員長が選挙されるまでの間は、年長の委員が委員長の職務を行うこととされております。したがって、年長の委員である飯塚委員から、委員長の職務として臨時議長を務めていただくことになります。飯塚委員、よろしくお願いいたします。

飯塚臨時議長 年長の委員ということで、私の方で臨時議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

次第によると、議案の審議の前に本日の会議録署名委員の指名となってございますが、こちらは新しい委員長から指名していただくということで、よろしくお願いします。

それでは、議案第43号「選挙管理委員会委員長の選挙について」を上程します。事務局に説明を求めます。

田村書記 議案第43号ですが、地方自治法第187条第1項の規定に基づきまして、三種町選挙管理委員会委員長の選挙を行うことについて、お諮りするものでございます。先ほど書記長から話があったとおり、本日は委員改選後最初の委員会ですので、委員長を選挙により選出する必要があります。選挙の方法については、無記名投票が基本ではありますが、皆様の同意があれば指名推薦も可能となっておりますので、選挙の方法も含めて協議していただければと思います。協議の結果、指名推薦となった場合は、引き続き、指名推薦の手続きを進めてくださるようお願いいたします。

飯塚臨時議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、委員長の選挙の方法については、無記名の投票によるか、又は指名推薦による方法となります。

このどちらによるかを協議していただきたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

(「指名推薦がいいと思います。」の発言有り。)

飯塚臨時議長 指名推薦とのご意見がありましたが、他にございませんか。それでは、委員長の選挙につきましては、指名推薦の方法で

ご異議ございませんか。

(「異議無し。」の声有り。)

飯塚臨時議長 ご異議が無いようですので、委員長の選挙の方法につきましては、指名推薦によることに決定いたします。

それでは、どなたかご推薦いただけますでしょうか。

田村委員 前委員長であった嶋田委員に引き続きお願いするのが良いと思います。

飯塚臨時議長 委員長に嶋田委員との意見がございますが、いかがでしょうか。

(「異議無し。」の声有り。)

飯塚臨時議長 ご異議無しとのことですので、議案第43号は、嶋田委員を委員長として選出するというで決定いたします。円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。これで議長の任を解かせていただきます。

(飯塚委員が議長席から自席に移動)

石井書記長 ありがとうございました。

それでは、嶋田委員長には、議長席にお着きいただきます。

(嶋田委員長が議長席に移動)

石井書記長 ここで、委員長となられました嶋田委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

嶋田委員長 続投ということで、4年間頑張っていきたいと思いますので、皆様どうかよろしくお願いします。

石井書記長 ありがとうございました。

以降の議事進行は、委員長からお願いします。

嶋田委員長 次第に従いまして、最初に会議録署名委員の指名ということで、飯塚委員と加賀谷委員をお願いいたします。

それでは、議案第44号「選挙管理委員会委員長の職務代理者の指定について」、お諮りします。事務局から説明をお願いします。

田村書記 議案第44号は、委員長の職務を代理する委員を指定することについて、お諮りするものでございます。地方自治法第187条第3項では、委員長が指定する委員が職務を代理すると規定されておりますが、決め方等も含めて協議していただければと思います。よろしくお願いします。

嶋田委員長 事務局から説明のあったとおり、委員長を職務を代理する委

員は委員長が指定するとされておりますが、私の方から願う形でのよろしいでしょうか。前の任期でも田村委員にやっていただいておりますので、今期も引き続き田村委員に願うしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

(「異議無し」の声有り。)

嶋田委員長 それでは田村委員を職務を代理する委員に指定することとします。よろしく願います。

田村委員 はい。よろしく願います。

嶋田委員長 議案第４４号は以上とします。次に、議案第４５号「議席を定めることについて」をお諮りします。説明を願います。

田村書記 議案第４５号は、選挙管理委員会の議席についてお諮りするものでございます。議席レイアウトは、議案４ページに記載のとおりとなっております。議席番号ですが、従前の例ですと、１番が職務代理者、４番が委員長、それ以外は就任の長さ順となっております。したがって、前例を踏襲するとすれば、１番が田村委員、２番が加賀谷委員、３番が飯塚委員、４番が嶋田委員長、ということになるということで、ご審議の程よろしく願います。

嶋田委員長 ただいま事務局から説明のあった議席でよろしいでしょうか。
(「はい」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第４５号は、１番が田村委員、２番が加賀谷委員、３番が飯塚委員、４番が私、以上のように決定したいと思います。

(各委員が決定した議席に移動)

嶋田委員長 委員改選に伴う議案はこれで終了ということで、次に行きたいと思います。議案第４６号「選挙人名簿に登録することについて（選挙時）」、お諮りします。事務局から説明を願います。

田村書記 はい。議案第４６号ですが、７月１０日に執行が予定されている参議院議員通常選挙の選挙時登録における、選挙人名簿への新規登録についてお諮りするものでございます。

登録基準日は、本日６月２１日です。ただし、年齢要件については選挙当日である７月１０日が基準日となっております。

よって、新有権者登録は、令和４年７月１０日までに満１８歳に達する者で、前回登録後に要件を満たした方が対象となります。

生年月日で申しますと、平成16年6月3日から7月11日までの方で、人数は、男4人、女3人、計7人です。

転入登録については、基準日の6月21日時点で転入から3ヶ月を経過している者、つまり令和4年3月21日以前から引き続き町内に居住している方が対象となります。前回登録で令和4年3月1日までの転入者を登録済みですので、令和4年3月2日から3月21日までの転入者が今回、登録となります。人数は、男3人、女5人、計8人です。

したがって、今回の選挙時登録における登録者総数は、男7人、女8人、合計15人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。確認が終わりましたら、終わった旨教えてください。それではお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 何も無いようですので、議案第46号は原案どおり決定します。

嶋田委員長 次に、議案第47号「選挙人名簿から抹消することについて(選挙時)」、説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第47号は、今回の選挙時登録における、選挙人名簿の抹消者についてお諮りするものでございます。

抹消基準日は本日6月21日となっております。

前回の抹消において令和4年5月31日までに死亡届のあった者を抹消していますので、死亡届出日が令和4年6月1日から6月20日までの方が今回の死亡抹消の対象となります。人数は、男2人、女11人、計13人です。

転出抹消ですが、基準日時点で転出から4ヶ月を経過した者、つまり、令和4年2月20日以前に三種町から転出された方が対象となります。前回、令和4年1月31日までの転出者を抹消済みですので、令和4年2月1日から令和4年2月20日までの転出者が今回抹消の対象となります。人数は、男4人、女5人、計

9 人です。

したがって、今回の選挙時登録における抹消者総数は、男 6 人、女 16 人、合計 22 人となります。

対象者については、死亡抹消は別冊名簿の 3 頁、転出抹消は 4 頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ご意見等無いようですので、議案第 47 号を原案どおり決定することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第 17 号「登録の移替えをした者について」、説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第 17 号ですが、町内転居による投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

今回の参院選の執行に当たりまして、6 月 7 日から移替えの延期を行っておりますので、今回移替えの対象となるのは、令和 4 年 6 月 1 日から令和 4 年 6 月 6 日までに町内転居した方となります。人数は、男 0 人、女 3 人、合計 3 人です。

別冊名簿の 5 頁に対象者を掲載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。無いようですので、報告第 17 号は以上といたします。

続きまして、報告第 18 号と報告第 19 号は、関連性がございますので、一括して上程します。説明をお願いします。

田村書記 はい。報告第 18 号「選挙権を有する者の 50 分の 1 の数につ

いて」は、条例の改廃請求等に関連する、選挙権を有する者の総数の50分の1の数について報告するものです。

8頁の選挙人名簿登録者数増減表に記載のとおり、今回の名簿登録者数は、13,806人です。したがって、これを50で除した数は、小数点以下を切り上げて277となります。

報告第19号は、議会の解散請求等に関連する、選挙権を有する者の総数の3分の1の数を報告するものです。

先ほどご説明したとおり選挙人名簿登録者数は13,806人ですので、これを3で除して、小数点以下を切り上げると4,602となります。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。報告第18号、第19号について、よろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 そうすれば、報告第18号、第19号については、以上といたします。

続きまして、議案第48号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」をお諮りします。説明をお願いします。

田村書記 議案第48号は、令和4年7月10日執行予定の参議院議員通常選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を選任することについて、お諮りするものです。

投票管理者及び職務代理者として選任したい者について、具体的には、議案12頁及び13頁の別紙の名簿に記載のとおりです。投票管理者は一般の方から、職務代理者は職員から選んでおります。投票管理者について、一部変更した投票区もありますが、おおむね前回と町議選と同じ人選としております。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿等ご確認の上、ご質問等ございましたらお願いします。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 特に無いようですので、原案通り決定してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第48号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」は原案通り決定いたします。

続きまして、議案第49号「投票立会人の選任について」をお諮りします。事務局から説明をお願いします。

田村書記 はい。議案第４９号は、今回の参院選における各投票区の投票立会人を選任する者について、お諮りするものです。

 こちらについても、前回町議選の人選を基に一般の方を中心に選んでおりますが、初めての方も何人かいらっしゃいます。

 説明については以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿等ご確認の上、ご質問やお気づきの点などありましたらお願いします。

 （「ありません。」の声有り。）

 特に無いようですので、議案第４９号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

 （「異議無し。」の声有り。）

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第４９号を原案どおり決定いたします。

 続きまして、議案第５０号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を定めることについて(参院選)」をお諮りします。説明をお願いします。

田村書記 議案第５０号ですが、今回の参院選における投票記載所に掲示する氏名掲示の順序を定めるくじを行う日時と場所について、お諮りするものです。

 選挙の際、投票記載所の記載台に候補者の氏名と党派を掲示することになりますが、その掲示の順序は、比例代表選出議員選挙については都道府県の選挙管理委員会が、その他の選挙については市町村の選挙管理委員会が開票区ごとにくじで定める旨、公職選挙法第１７５条第３項により規定されています。したがって、今回の参院選では、秋田県選出議員選挙の氏名等の掲示の順序についてくじを行う必要があります。日時については、６月２２日の午後５時３０分から、場所については、選挙管理委員会事務室としたいと考えております。

 説明は以上です。

嶋田委員長 明日２２日、選挙期日が公示され、午後５時まで立候補受付が行われるということです。それが終わり次第くじを引くということですね。この内容でよろしいでしょうか。

 （「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 それでは、原案どおり執行するということで決定いたします。

続きまして議案第51号「期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について（参院選）」をお諮りします。事務局から説明をお願いします。

田村書記　先ほど議案第48号で今回の参院選における当日の投票管理者等の選任についてご審議いただきましたが、議案第51号は、期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について、お諮りするものでございます。

期日前投票管理者及びその職務を代理すべき者として選任したい者については、19頁の別紙を御覧ください。期日前投票管理者は一般の方から、職務代理者は職員から選んでおります。期日前投票管理者は、いずれも前回の町議選と同じ方としております。説明は以上です。

嶋田委員長　議案第51号について事務局から説明がありましたが、このとおり選任してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長　それでは、議案第51号を原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第52号「期日前投票立会人の選任について（参院選）」。事務局から説明の方をお願いします。

田村書記　議案第55号ですが、今回の参院選における期日前投票立会人を選任することについてお諮りするものでございます。

期日前投票立会人として選任したい者については、21頁から23頁までの別紙を御覧ください。期日前投票立会人については、期日前投票管理者同様、基本的には一般の方から選んでいます。過去の選挙で期日前投票立会人の経験のある方がほとんどですが、八竜地区に1人、初めての方がおります。

職務を行うべき日については、それぞれの方に事前に従事可能な日を確認した上で日程調整を行っております。

説明は以上です。

嶋田委員長　別紙のとおり期日前投票立会人を選任するという事でよろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長　それでは、議案第52号を原案どおり決定いたします。期間が長くて大変ですが、管理者と立会人の方々には頑張ってくださいと思います。

続きまして、議案第53号「委員長専決事件の指定について（参

院選)」をお諮りします。事務局から説明をお願いします。

田村書記 議案第５３号は、委員長の専決事件の指定についてお諮りするものです。

専決事件として指定したい事項は、「令和４年７月１０日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及びその職務代理人、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理人並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更」、です。

本委員会以降、諸事情により投票管理者等の選任を変更する状況となった場合に、選挙管理委員会を新たに開催し、決定する暇が無いことから、委員長の専決事項とさせていただきたいというものです。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。投票管理者等の変更を行う際に、選挙管理委員会を開催する暇が無いと、委員長専決事項として処理したいということです。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 それでは原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第５４号「開票の日時及び場所を定めることについて（参院選）」をお諮りします。説明をお願いします。

田村書記 議案第５４号は、今回の参院選の開票の日時と場所について、お諮りするものです。

開票日は、即日開票ということで７月１０日で、午後７時までに全ての投票所が閉鎖となりますので、開票の開始時刻については午後８時からとしたいと考えております。また、場所については従前のおり三種町八竜体育館としたいと考えております。

説明は以上です。

嶋田委員長 ７月１０日午後８時から、八竜体育館で開票開始ということですよ。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

嶋田委員長 それでは原案どおり決定いたします。

次に、議案第５５号「開票立会人を定めるくじを行うべき日時及び場所を定めることについて（参院選）」をお諮りします。説明をお願いします。

田村書記 議案第５５号は、開票立会人を定めるくじの施行についてお諮

りするものです。

公職選挙法第63条第2項の規定により、開票立会人は10人までとされています。また、同条第4項の規定により、同一政党から2人までとされており、これらの人数制限を超える届出があった場合は、開票立会人を定めるためにくじを行う必要がございます。

開票立会人の届出は、選挙の期日前3日までとされていますので、今回の場合は7月7日の午後5時までとなります。ですので、くじの日時は同日の午後5時30分に、場所は選挙管理委員会事務室としたいと考えております。

説明は以上です。

嶋田委員長 届出期限である7月7日の午後5時30分からということで事務局から説明がありましたが、この内容でよろしいでしょうか。
(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

続きまして、議案第56号「開票管理者及びその職務代理者の選任について」をお諮りします。

議案第56号のうち「開票管理者の選任」については、私に関係する議題となるわけですが、この場合、地方自治法の規定により、私が議事に参与することができません。「開票管理者の選任」に限り、議長を職務代理の田村委員にお願いしたいと思います。田村委員、よろしいでしょうか。

田村委員 はい。

嶋田委員長 それでは、皆さん、田村委員を議長としてよろしいでしょうか。
(「異議無し」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、田村委員に議長をお願いします。

田村委員 それでは、議長として議事進行させていただきます。

議案第56号のうち「開票管理者の選任について」を議題としますので、嶋田委員長は退席をお願いします。

(嶋田委員長退席)

田村委員 事務局から説明をお願いします。

田村書記 議案第56号は、開票管理者とその職務代理者の選任についてお諮りするものです。

開票管理者については、従前の例ですと委員長にお願いしております。今回も、嶋田委員長に選任したいと考えておりますので、

ご審議の程よろしくをお願いします。

田村委員 議案第５６号のうち「開票管理者の選任」について、ご質問・ご異議等ございませんか。

（「ありません」の声有り。）

田村委員 ご異議等無いようですので、本案は原案どおり決定いたします。
議案第５６号のうち「開票管理者の選任」に関する議案は終了しましたので、議長の職を解かさせていただきます。

（嶋田委員長着席）

嶋田委員長 田村委員、ご苦労様でした。

それでは、次に、議案第５６号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題としますので、田村委員は退席をお願いします。

（田村委員退席）

嶋田委員長 事務局から説明をお願いします。

田村書記 開票管理者の職務代理者については、従前の例ですと委員長の職務代理者を充てております。今回についても、従前の通りとしたいと考えております。

嶋田委員長 委員長の職務代理者である田村委員を開票管理者の職務代理者に選任するということで、皆様よろしいでしょうか。

（「はい」の声有り。）

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第５６号は以上のとおり決定いたします。

（田村委員着席）

嶋田委員長 議案審議は以上ですが、その他事項があるようですので、事務局からお願いします。

田村書記 はい。その他ということで、１件協議させていただければと思います。

他の選挙管理委員会から、視察研修の受入れについて打診がありました。内容については議案２８頁に記載とおりです。

（視察研修受入れについて意見交換）

田村書記 ありがとうございます。ではその旨で回答いたします。

嶋田委員長 本日は以上ということになります。委員の皆様から何かございますでしょうか。無ければ、今後の日程について、事務局からお願いします。

田村書記 はい。今後の日程についてご説明します。

(以下、資料に基づき説明)

嶋田委員長　それでは、他に無ければ、本日の委員会を終了したいと思います。お疲れ様でした。

午後 2 時 3 9 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____